

第20回旭川市議会議会基本条例検討委員会の結果について

日 時 平成22年10月5日(火) 午後2時20分～2時47分

場 所 第2委員会室

協議事項

- 1 本日開催した議員協議会で、旭川市議会基本条例(第2次素案)たたき台について、各議員から指摘を受けた部分を確認し、検討のうえ修正した。

前文について

《議員協議会での意見》

「地域主権」を「そこでは、」に変更した箇所を別な表現にできないか。

<各委員の主な意見>

- ・「この中で、」としていたところを「そこでは、」に変更した経緯がある。「そこでは、」は、その時期においてはという意味だ。
- ・「そこで、」としたらどうか。
- ・議会事務局で再確認後、総務課行政係と協議する予定なので、そこで精査するとき、意見があったことを申し送りして感想を頂き、再度、検討委員会で検討する。

第2条について

《議員協議会での意見》

「市民全体の代表から成る、」と第6条第1号の「市民の代表として」の表現はこれでいいのか。

<各委員の主な意見>

- ・第2条と第6条と意味は違う。これ(第2条)は、意思決定機関のことを併用している。
- ・「成る」の後にカンマがないのではないか。
- ・代表というのが議会のことを指しているのか、個々の議員のことを指しているのか。
第6条の「市民の代表として」は、議員を指している。第2条は、議会を指している。「市民全体の代表から成る」としほうが代表というのは議員だというニュアンスが出てくる。「代表であり」とすると、議会が代表というくりになってしまう。第2条はあくまでも「議会」の基本姿勢であり、「議員」ではない。
- ・おかしくはない。このままで良い。

第6条について

《議員協議会での意見》

- ・第2号「常に高い倫理観に基づき市民の信頼」を「自らの倫理観に基づき市民の付託」にしたらどうか。
- ・第3号の「高い志」は不要ではないか。

<各委員の主な意見>

- ・前回の議員協議会でも指摘があり、検討委員会で十分検討してきたもの。
- ・意見として受け止めることとし、現行どおりとする。

第11条第2項について

《議員協議会での意見》

「論点の発見並びに論点に関する情報の収集及び整理」の表現がわかりにくい。

<各委員の主な意見>

- ・「並びに」とあるのは、「情報の収集及び整理」と繋がっているので大きい選択と小さい選択を並べていくとこのような表現になっている。
- ・この場合の目的は、議会の審議及び審査であり、文言整理をする段階で言いたかったのは、論点の発見も必要だし、もろもろの情報の収集も必要だということだ。
- ・協議会での意見を踏まえ、「論点に関する」を削除し、「論点の発見並びに情報の収集及び整理」の方がすっきりしてつながるので、このように一部変更する。

第12条について

《議員協議会での意見要旨》

「政策等の水準の向上を図るため、」の部分は文言の整理が必要ではないか。

<各委員の主な意見>

- ・政策提案と政策提言をくくったからこの表現になった。
- ・第5章として、「議会と市長等との関係」にあることから、執行機関の出してくる政策をもっと議会が上げていくという場合を述べているので、間違っているとはいえない。
- ・この「政策等」の中に、福祉政策や子育て政策など全部が包含しているということを説明すれば良い。個々の政策を条文の中に入れられる訳ではない。
- ・「議会と市長等との関係」の中の政策提言とか政策提案である。そういう見方をすれば読み取れるので現行とおりとする。

第6章 議会運営について

《議員協議会での意見要旨》

第6章は、「議会運営」という題が付いているが、第13条と14条しかない。タイトルを変えるか、第13条と14条を第7章に移しても良いのではないか。

<各委員の主な意見>

- ・指摘のとおり。「議会運営」としたらすべてのことになる。この章では、広聴広報機能と議員間討議のことしか述べていない。
- ・議会運営の一部として機能することから、「議会運営とのかかわり」という表題にしてはどうか。
- ・第13条を移してはどうか。
- ・第7章に第14条も移すべきか。第14条は合意形成を図っていくための手段。まさに議会運営のことだ。
- ・第13条の広聴広報委員会は、課題の発掘から常任委員会への振り分けまでするので確かに重い。議会運営の要でもある。
- ・意見は、「議会運営」というタイトルが、条文の内容のわりに、重いのではないかということ。
- ・議会運営につて、更に抽象的な理念があり、その後に議員間討議があり、広聴広報機能があれば、議会運営というタイトルで良いかもしれないが、第13条と第14条しかないので、議会運営を別な言葉でくくることはできないか。
- ・第7章「議会の体制整備」では違和感がある気がする。第15条の研さんとくくるか。
- ・広聴広報委員会を置くことは、特に議会運営ではない。
- ・第13条を、第4章「市民と議会との関係」に移してはどうか。
- ・第13、14、15条は全て努めるということから「議会の責務」という表題にしてはどうか。

- ・第4章「市民と議会の関係」の最初に（第9条として）したらどうか。
- ・流れは、逆ではないのか。こういう流れで、広聴広報委員会を設置する。
- ・タイトルを変えることであれば、どういうものがあるか。
- ・広報広聴や議員間討議は、手段なので「議会機能」という表題にしてはどうか。
- ・広聴広報委員会が、市民から意見を聴取し、問題を発見してそれを基にして、議員との合意形成に励むということが重要であれば、「合意形成の促進」という表題にしてはどうか。

第15条について

《議員協議会での意見》

「研さん」の「さん」はひらがなで良いのか。

<各委員の主な意見>

- ・以前、検討委員会でも議論した経緯があり、常用漢字表にないことからひらがなで表現した。
- ・本市の他の条例に読み仮名をふっているのがあれば、読み仮名をふる方が良い。
- ・漢字に変更して読み仮名をふる形にして、総務課行政係と協議する。

2 今後のスケジュールについて

- ・本日、議論した結果を修正し、10月末までに議会事務局を通して、総務課行政係に意見をもらう。
- ・その結果を、各検討委員に配付して、持ち回りで各派内で了解をとる。
- ・市民説明会の前に、11月9日に検討委員会を予定しているので、各派で持ち寄った意見を確認する。

次回検討委員会予定 11月9日（火） 13：00～